

国教指発第174号  
令和2年6月22日

国立市立小・中学校長 様

国立市教育委員会教育長  
是 松 昭 一  
(公印省略)

国立市立小・中学校の教育活動における感染症対策等について（通知）

【令和2年6月22日現在】

このことについて、国教指発第121号（令和2年5月26日付）「国立市立小・中学校における教育活動の再開に向けた留意事項について（通知）」において、感染症対策等について共通理解を図っているところですが、6月19日（金）より、東京都の新型コロナウイルス感染症を乗り越えるためのロードマップがステップ3から「休業要請終了」に移行したこと、また、現在、国が示している地域の感染レベルが2から1に移行する段階であると判断できること等を踏まえ、改めて現時点での感染症対策について、下記のとおり整理いたしました。

つきましては、児童・生徒の健康の保持を第一に考えつつ、適切にご対応いただきますようお願いいたします。

なお、本通知の対応については、今後の社会情勢の変化によっては、内容を変更する場合がありますことにご留意ください。

記

1 登下校について

- (1) 児童・生徒に対して交通安全の観点や防犯の観点も踏まえた安全指導を行うことや、地域と連携した見守り活動の実施など、登下校の児童生徒の安全確保に取り組む。
- (2) 特に通学に不慣れな小学校第1学年の通学中の安全確保については、保護者の協力も得ながら十分に留意する。
- (3) 児童・生徒に対し、登下校の際に密集 及び 密接する状況をつくらないように指導する。
- (4) 夏季の気温・湿度が高い中でマスクを着用すると、熱中症のリスクが高くなるおそれがあることを踏まえ、気温、湿度の高い時の登下校時には、人と十分な距離を保ち、近距離での会話を控えた上で、マスクを外すように指導する。

2 日常的な感染症対策の実施について

- (1) 家庭と連携し、健康カード等により、毎朝の検温及び風邪症状の確認を行う。

発熱等の風邪の症状がみられる児童・生徒及び教職員については、自宅で休養させることを徹底する。また、同居の家族に風邪症状が見られる場合も当該児童・生徒は自宅で休養するよう指導する。なお、登校前に検温等ができなかった児童・生徒等については、保健室等での検温及び風邪症状の確認をする。

- (2) 外からのウイルスを持ち込まず、学校内で感染源を断つためには、学校全体で体制を整備し、児童・生徒の検温結果の確認及び健康状態の把握を校舎に入る前に行うことが望ましい。ただし、熱中症対策や、気候条件により、検温確認等を校舎内で行う必要があることも考えられる。その際は、教室に入る前に検温確認等を行うようにする。検温結果の確認及び健康状態の把握ができない場合は、ただちに別室等で検温及び健康状態の確認をする。
- (3) 登校後に発熱を確認した場合には、児童・生徒等を安全に帰宅させ、症状が無くなるまで自宅で休養するよう指導する。なお、安全に帰宅できるまでの間、学校にとどまる場合は、他の者との接触を可能な限り避けられるよう、別室で待機させるとともに、当該児童・生徒の状況を継続的に把握する。
- (4) 手洗い（登校時や給食前、体育の授業後、外遊びの後、トイレ使用後など）や咳エチケット（ティッシュ・ハンカチや袖で口・鼻を覆う、マスクの着用など）の徹底を図る。
- (5) 校内に石けんや消毒用アルコールを設置するなど、手指衛生を保てる環境を整備する。
- (6) 教室やトイレなど児童・生徒等が利用する場所のうち、特に多くの児童・生徒等が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は、1日1回以上、消毒液等で清掃を行う。
- (7) 座席配置は、児童生徒の間隔を1メートルを目安に学級内で最大限の間隔をとるようにする。
- (8) 換気は、気候上可能な限り、常時2方向の窓を同時に開けて行う。なお、エアコン使用時についても、少なくとも授業と授業の合間に換気を行うこと。
- (9) 医療的ケアや基礎疾患等のある児童・生徒等については、保護者の意向や主治医、学校医に相談の上、個別に登校の判断をする。医療的ケア等が必要となる児童・生徒に接する機会が多い教職員は、特に健康状況のチェックや予防対策を行う。
- (10) 教職員等は、毎朝自宅で検温を行い、発熱等の状況把握を行うとともに、検温の結果を「健康チェック表」に記入して管理職に提出する。管理職は、健康状態に不安がある教職員等には無理な出勤を避けるように積極的に促し、発熱等の風邪の症状がみられるときは自宅で休養させるなど、適切な措置を確実に講じる。

### 3 マスクの着用について

児童・生徒等及び教職員は、基本的には常時マスクを着用することが望ましいが、次の場合には、マスクを着用する必要はないことに留意する。

- (1) 十分な身体的距離が確保できる場合
- (2) 熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合

※ 夏季の気温・湿度が高い中でマスクを着用すると、熱中症のリスクが高くなるおそれがあることに留意する。マスクを外す場合には、できるだけ身体的距離を保つ、近距離での会話を控えるようにするなどの配慮をすることが望ましいが、熱中症も命に関わる危険があることを踏まえ、熱中症への対応を優先させるようにする。

※ 児童・生徒等本人が暑さで息苦しいと感じた時などには、マスクを外したり、一時的に片耳だけかけて呼吸したりするなど、自身の判断でも適切に対応できるように指導する。

(3) 体育の授業においては、マスクの着用は必要ないが、以下の点に留意する。

① 体育の授業前にマスクを外してから授業後にマスクを着用するまでの間、児童生徒間の距離を2 m以上確保するとともに、ランニングなどで同じ方向に動く場合は更に長い距離を確保すること。また、児童生徒が教え合う場面では互いの距離を2 m以上確保するとともに、児童生徒に不必要な会話や発声を行わないよう指導すること。併せて、体育の授業の前後に手洗いをするよう指導すること。

② マスクの着用時には、例えば、呼気が激しくなるような運動を行うことを控え、児童生徒の呼吸が苦しい様子が見られる場合は、必要に応じてマスクを外し、他の児童生徒との距離を2 m以上確保して休憩するよう指導すること。

③ 教員は、原則として体育の授業中もマスクを着用すること。ただし、自らの身体へのリスクがあると判断する場合や、児童生徒への指導のために自らが運動を行う場合などは、マスクを外すことは問題ないこと。

#### 4 各教科等の指導について

(1) 各教科等の指導においては、3つの条件（換気の悪い密閉空間、多くの人が密集、近距離での会話や発声）が同時に重なる場を避けることはもちろんのこと、1つ1つの条件が発生しないよう配慮する。

(2) 各教科の指導について、以下に掲げるものなど感染症対策を講じてもなお、感染の可能性が高い学習活動についても、可能な限り感染症対策を行った上で、リスクの低い活動から徐々に実施することを検討する。

① 各教科等に共通する活動として「児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」

② 理科における「児童生徒同士が近距離で活動する実験や観察」

③ 音楽における「室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」

④ 図画工作、美術、工芸における「児童生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」

⑤ 家庭、技術・家庭における「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」

⑥ 体育、保健体育における「児童生徒が密集する運動」や「近距離で組み合

ったり接触したりする運動」

- (3) 実施に向けての感染症対策が、適切であるか判断しかねる場合は、校医に相談し、助言を受けた上で実施するようにする。

## 5 学校給食に関すること

- (1) 6月22日(月)以降、通常給食を実施する。
- (2) 給食の配食を行う児童・生徒及び教職員は、下痢、発熱、腹痛、嘔吐等の症状の有無、衛生的な服装、手指の洗浄等を丁寧に確認し、給食当番活動が可能かどうかの判断をする。責任をもって当番活動に取り組みさせることは重要だが、そのことだけを重視し、衛生管理がおろそかにならないよう十分配慮する。
- (3) 給食当番以外の児童・生徒等についても、全員が食事の前の手洗いを徹底する。また、会食にあたっては、当分の間、机を向かい合わせにしない、会話を控える等の飛沫を飛ばさないような対応をとること。

## 6 部活動に関すること

- (1) 実施に当たっては、3つの条件が重ならないよう、実施内容や方法を工夫する。実施する場合には、「国立市立学校に係る部活動の方針」(平成31年4月・国立市教育委員会)に示された休養日等の設定や1日の活動時間について厳守する。
- (2) 運動不足の生徒もいると考えられるため、生徒の怪我防止には十分に留意する。また、生徒に発熱等の風邪の症状が見られる時は、部活動への参加を見合わせ、自宅で休養するよう指導する。
- (3) 生徒の健康・安全の確保のため、生徒だけに任せるのではなく、教師や部活動指導員等が部活動の実施状況を把握すること。
- (4) 活動場所については、可能な限り屋外で実施することが望ましい。ただし気温が高い日などは、熱中症に注意する。
- (5) 体育館など屋内で実施する必要がある場合は、こまめな換気や消毒液の使用(消毒液の設置、生徒が手を触れる箇所の消毒)を徹底する。また、長時間の利用を避け、十分な身体的距離を確保できる少人数による利用とする。特に、屋内において多数の生徒が集まり呼気が激しくなるような運動や大声を出すような活動等は絶対に避ける。
- (6) 用具等については、使用前に消毒を行うとともに、生徒間で不必要に使い回しをしない。
- (7) 更衣室等を使用する際は、定期的に換気するとともに短時間の利用とし、生徒が一斉に利用することは避ける。

〔担当〕	国立市教育委員会教育指導支援課 教育指導支援課長 市川 晃司 指導担当課長 荒西 岳広 電話 042(576)2111
------	--